

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十二条中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第十條とし、第八条を第九條とし、第七条を第八條とし、第六条を第七條とし、第五条を第六條とし、第四条を第五條とし、第三条第三項中「前条第三号」を「前条第四号」に改め、同条を第四條とする。

一 育児休業の承認が、当該育児休業をしていける裁判官が産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は当該出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
イ 死亡した場合（当該産前の休業に係る胎児が死産した場合を含む。）
ロ 当該裁判官と別居することとなった場合

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第三号とする。
二 育児休業の承認が、第九条に規定する場合に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
イ 前号イ又はロに掲げる場合
ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第一条中「裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。
（法第二条第一項の最高裁判所規則で定める者）
第一条 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十一号。以下「法」という。）第三号第一項の最高裁判所規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の四第二項に規定する養育里親である裁判官に同法第二十七條第一項第三号の規定

により委託されている児童（同条第四項に規定する者の意に反するため、同法第六條の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望する者として当該裁判官に当該児童を委託することができない場合に限る。）とする。
第二条 裁判官の育児休業に関する規則の一部を次のように改正する。
第一条中「第六條の四第二項」を「第六條の四第一号」に、「第六條の四第一項」を「第六條の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望する者」を「養子縁組里親」に改める。
附則
この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
最高裁判所長官 寺田 逸郎

省 令

○総務省令第百二二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項及び第四項、第四條第一項及び第四項、第五條第一項並びに第六條第一項及び第三項の規定に基づき、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十二月二十八日
総務大臣 山本 早苗

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
別表（第三条関係）公職選挙法施行令（昭和十五年政令第八十九号）の項中「第六十九條」を「第五十條第一項（同条第五項の規定により第三十五條第一項に規定する引続居住証明書類を提示しなければならない者及び船舶において投票をしようとする者に係る部分を除く。）」、「第五十二條、第六十九條」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第八十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四條第二項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十二月二十八日
財務大臣 麻生 太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
第三百九十九條中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
九 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理に関すること。
第四百六條第二項中「第三百八十八條第一号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。
一 第三百八十八條第一号に掲げる事務
二 第三百八十八條第二号に掲げる事務のうち、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第十條第一項、第十四條第一項、第三十條第一項、第三十二條第一項及び第三十三條第一項に規定する国税庁長官の確認に関すること。
第四百四十八條第四号中「の徴収に関すること（調査警察部等の所掌に属するものを除く。）」を「に関する報告事項の管理及び外国の租税の徴収（調査警察部等の所掌に属するものを除く。）」に改める。
第四百八十八條中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
十 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理に関すること。
第四百九十七條第二項第一号中「及び第八号」を「第八号及び第十号」に改める。
第五百三十一條第十四号中「の徴収に関すること（令第九十二條の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）」を「に関する報告事項の管理及び外国の租税の徴収（令第九十二條の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）」に改める。
第五百五十二條第八号中「外国の租税」の下に「に関する報告事項の管理及び外国の租税」を加える。
附則
この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○農林水産省令第八十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十二月二十八日
農林水産大臣 山本 有二

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
別表二の二の項植物の欄中「なつめ属植物」の下に「付表第六十三に掲げるものを除く。」を加え、同表の付表に次のように加える。
六十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどうなつめの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
附則
この省令は、公布の日から施行する。
○経済産業省令第百十二号
弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十一條第六号及び第十六條の規定に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十二月二十八日
経済産業大臣 世耕 弘成

弁理士法施行規則の一部を改正する省令
弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百一十一号）の一部を次のように改正する。
第六條中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第七号中「情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）第六條第二項」を「情報処理の促進に関する法律施行規則第四十一條において読み替えて準用する同規則第八條第二項」に改め、「により情報処理技術者試験」の下に「の」を加え、同号を同条第九号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。
八 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二二号）第八條第二項の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者 第三條の表の上欄の第五号に掲げる科目
附則
この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。